

○財務省告示第二百十号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十四年五月二十四日に発行した利付国債の  
 発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十四年六月七日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記 号	利付国庫債券（十年）（第二百九 十一回、第二百九十二回、第二 百九十五回、第三百一回、第三 百二回及び第三百八回）及び利 付国庫債券（二十年）（第五十六 回、第五十七回、第五十八回、 第六十一回及び第六十二回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項
二 発行の根拠	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。
三 振替法の適 用等	利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行
四 発行方法	各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。
五 募入決定の 方法	額面金額で二千九百八十九億円 内訳（別表のとおり）
六 発行額	



二十十八 十十五 十四

償還期 償還額 入札の基 準とする 各発行の 象国債の 利回り支 元利金の 払場所加 入札参加 者払込日

利子

平成二十四年五月二十四日  
 財務大臣から通知を受けた者  
 日本銀行  
 の単利回りとする。  
 された各発行対象国債の平均値  
 債店頭売買参加統計表に掲載  
 日本証券業協会が発した公社  
 平成二十四年五月二十二日付  
 額面金額のとおりにつき二百円  
 平成二十四年五月二十二日付  
 額面金額のとおりにつき二百円

各発行対象国債の額面金額×  
 100×  
 1  
 2

出た金額から当該金額に百分  
 の二十乗じた金額（ただし、  
 当該国債発行時に外国取得  
 する者が非居住者又は前記  
 である場合、居住者又は前記  
 による算出した金額に非居  
 住者又は外国人が適用を受け  
 る所得税の税率を乗じた金額）  
 を控除する。この場合、  
 第十号に規定する発行日後の各  
 発行対象国債の支払期に、  
 とし、各支払期において、  
 算式により算出した金額を支払  
 う。ただし、支払期が銀行休業  
 日に当たるときは、その翌営業  
 日に支払うこととする。この規  
 定する日（次号において規定  
 する日）に、  
 各発行対象国債の額面金額×  
 100×

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十一年一回)	一・三%	三平成二十日年	二十九億円
利付国庫債券 (第十二回)	一・七%	三平成二十日年	千百五億円
利付国庫債券 (第十二回)	一・五%	六平成二十日年	円五百十六億
利付国庫債券 (第十三年一回)	一・五%	日年平六成三月二十一	百億円
利付国庫債券 (第十三年一回)	一・四%	日年平六成三月二十一	百三十億円
利付国庫債券 (第十三年一回)	一・三%	日年平六成三月二十二	億二百七十七
利付国庫債券 (第十五年一回)	二・〇%	日年平六成三月二十四	四十五億円
利付国庫債券 (第十五回)	一・九%	日年平六成三月二十四	九十四億円
利付国庫債券 (第十五回)	一・九%	日年平九成三月二十四	六十五億円
利付国庫債券 (第十六回)	一・〇%	日年平三成三月二十五	四十七億円

（（利 第二付 六十国 十年庫 二）債 回 券 ）	○ ・ 八 %	日 年 平 六 成 月 三 二 十 五	億 五 円 百 八 十 一
---	------------------	---------------------------------	---------------------------